



Rotary E-Club of 2730 Japan Current (仮名称)

Rotary E-Club of 2730 Japan Current ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 本クラブ会員総数の3分の1。理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、本クラブの会員15名以内から成る理事会とする。すなわち、本細則第3条第1節に基づいて選挙された8名の理事と、会長、会長エレクト（または、公認者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、副会長、幹事、会計、会場監督の6名の役員と直前会長で構成され、各役職については兼務を妨げない。

第3条 選挙と任期

第1節 選挙の1カ月前に、会員は、会長（次次年度）、副会長、幹事、会計、および研修リーダー、会場監督、会員増強維持、クラブ管理運営、例会プログラム、奉仕プロジェクト、ロータリー財団、米山奨学担当、広報担当、空席となっている理事の候補者を立てることができる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 理事会またはその他の役職に欠員が生じた場合は、残りの理事の決定によって補充するものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合は、残りの理事エレクトの決定によって補充するものとする。

第5節 各役員および理事の任期は毎年7月1日から6月30日までの1か年とする。

第4条 役員の任務

第1節 会長。

本クラブの会合と理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 直前会長。

理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 会長エレクト。

理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第4節 副会長。



Rotary E-Club of 2730 Japan Current (仮名称)

会長不在の場合は本クラブの会合と理事会の会合において議長を務め、そのほか通常その職に付随する任務を行うことをもって、副会長の任務とする。

第5節 幹事。

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない。月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことおよびロータリー財団補助金資金管理を会計と共にを行うことをもって、幹事の任務とする。

第6節 会計。

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことおよびロータリー財団補助金資金管理を幹事と共にを行うことをもって、会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督。

通常その職に付随する任務、およびそのほか会長か理事会によって定められる任務を行うことをもって、会場監督の任務とする。

第8節 理事会メンバーは、指定されたその他の任務を務めることがある。

第5条 会合

第1節 年次総会 12月31日までに本クラブの年次総会を開催し、そこで次年度の役員及び理事の選挙を行うものとする。

第2節 本クラブの例会は、毎週月曜日12:00より金曜日12:00に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員に然るべく通知するものとする。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第4節 理事会は理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金及び会費

第1節 入会金は30,000円とし、入会承認に先立って納入するものとする。ただし、クラブ定款第11条第7項(a)の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節 会費は、年額60,000円とし、半年ごとの各支払額はRI人頭分担金、「ザ・ロータリアン」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区人頭賦課金、クラブ年会費、そのほかのロータリーまたは地区の人頭賦課金で構成される。会費は、理事会により定められたクラブの方針に従って毎年2回7月1日および1月1日に支払うものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、電子メール、電子掲示板、口頭または挙手による採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよ



Rotary E-Club of 2730 Japan Current (仮名称)

う決定することができる。

第8条 委員会

第1節 会長は、自らの就任年度の各委員会の任務を定めるものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は適切なRI資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。

各委員会は、年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たり、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。

- ・ クラブ管理運営委員会（プログラム、親睦委員会）

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

- ・ 会員増強委員会

この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

- ・ 研修委員会

この委員会は、会員に対しロータリーについての研修を行い、実施するものである。

- ・ 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。

- ・ 広報委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。

- ・ ロータリー財団委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

- ・ 米山奨学委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じて米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施するものである。

第2節 理事会は必要に応じその他の特別委員会およびチームを任命できる。

第3節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つものとする。

第4節 理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。会長または理事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

第5節 それぞれの委員長は理事となり、その委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を担い、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第9条 財務

第1節 各会計年度に先立ち、理事会は収支予算を作成するものとする。

第2節 会計は、クラブ資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つに分け、理事会によって指定された金融機関に預金するものとする。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他



Rotary E-Club of 2730 Japan Current (仮名称)

の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節 すべての財務処理は、毎年、有資格者により徹底した監査が行われるものとする。

第5節 クラブの年次財務報告をクラブ会員に配布するものとする。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第10条 会員選挙の方法

第1節 本クラブ会員が、候補者の氏名を理事会に提出するものとする。他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者としての推薦を受けることができる。この推薦は、理事会から別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

第2節 理事会は、候補者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または不承認を決定し、幹事を通じて推薦者にその決定を通知するものとする。

第4節 理事会が入会を承認した場合、候補者は、クラブに入会するよう招かれ、ロータリーと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名と本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾するよう求められる。

第5節 クラブが入会見込者の通知を受けてから7日以内に、理由を付記した書面による異議が、どの会員からも理事会に提出されなかった場合、この入会見込者は、入会金を納めた上、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議が提出された場合、クラブは、次回の会合において、この件について票決を行うものとする。異議があったにもかかわらず、入会が承認された場合、被推薦者は、入会金を納めた後、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 クラブは、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第11条 決議

本クラブをある立場または決定に拘束するようないかなる決議または提案も、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。決議や提案がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付すことなく理事会に付託するものとする。

第12条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。このような細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。